

令和3年8月24日
千弓連発令03第16号

支部長 各位

千葉県弓道連盟
会長 椎名 好一

全弓連の加盟団体分担金値上げに関する現状、並びに県連の考え及びお願い

平素は当県連の事業にご理解と多大なるご尽力を賜り誠に有り難うございます。

さて、今年3月26日の全弓連理事会で加盟団体分担金（登録会員数に係数を乗じた額）について2,000円に値上げが議決され、増田全弓連会長から地連会長に通知されたことは既報のとおりです。

同文書に記載された全国地連会長会議が去る5月28日にOnlineで開催され、今回の値上げに関する説明がありましたが、その場での質疑応答は一切認められず、全弓連側の一方的な説明に終始し、その内容も上記の文書の範囲を超えるものではありませんでした。

会議後に①「今般の分担金値上げが恒久的なものか一時的なものか、恒久的である場合は詳細な説明を求める」、②「令和2年度における約2億円の資産減少（赤字）と言っているが、決算書も出ておらず資産減少に至った詳細な説明を求める」の以上2点を全弓連事務局に申し入れました。未だに会議に対する直接の回答がないまま、月刊弓道7月号に来年度以降も2,000円を継続して徴収する旨が掲載されています。

また、関東地域弓道連盟連合会としても、今回の値上げ改定の説明資料等を全弓連に要求していましたが、詳細な説明はありませんでした。

一方、今般の値上げは全弓連理事会で議決され、全弓連・増田会長の文書等で2,000円への変更と納入期限が通知された以上、残念ながら撤回されることは難しい状況です。県連としては、今回の値上げは、その根拠が明らかでない以上、承服できるものではありません。しかし、納付を拒否した場合、県連は全弓連規約により会員資格喪失となり、県連会員は県内外の審査会、全国大会等の参加資格を奪われてしまうこととなります。そのような事態は誠に忍びなく、避けなければなりません。

これらを鑑みるに、代理徴収を負わされている県連としては、誠に不本意ながら値上げ分1,000円を改めて集金させて頂く以外に選択肢はないとの結論に至りました。敢えてこの状況をご賢察頂いて苦渋の結論をご理解下さいますようお願い致します。

具体的な方法や、時期等については、後日、別途案内する予定ですので、何卒ご理解の上、ご対応頂きたく予めお願い致します。

以上